

証券コード 1408

平成18年11月13日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番24号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊 守

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会は開催場所と時間が従来と異なっておりますので、ご注意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年11月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階 東雲
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第7期（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第7期（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sthd.co.jp>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

〔平成17年9月1日から
平成18年8月31日まで〕

1. 会社の現況

当社は、有価証券報告書提出会社ですが、当事業年度は会社法上の大会社でないため、連結計算書類の作成義務はありません。したがって、事業報告のうち連結に関わる内容については、参考情報であり、監査役の監査報告の対象外となっております。

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、原油・原材料価格の高騰や日銀の量的金融緩和解除に伴う長期金利の上昇傾向がみられたものの、好調な企業業績を背景とした民間設備投資の増加と、雇用情勢の改善に伴う個人消費の回復により、景気の拡大が続きました。また、3大都市圏の住宅地価格が16年ぶりに上昇に転じる等、デフレ脱却の様相を呈してまいりました。このような経済環境のもとで新設住宅着工件数は、貸家及び分譲マンションの成長に支えられ堅調に推移しましたが、一戸建住宅の着工件数はほぼ横ばいとなりました。

i) 当社の状況

このような状況のもと、当社は、地盤改良事業及び保証事業を行うグループ子会社からの業務委託収入の増加及び不動産販売収入により営業収益を伸ばしましたが、今後の業容拡大を見込んだ管理部門の強化、本社移転及び上場関連費用を計上したことにより費用が増加しました。

この結果、当事業年度の業績は、営業収益283,465千円（前年同期比158.3%増）、営業利益21,688千円（前年同期比13.0%増）、経常利益2,847千円（前年同期比88.0%減）、当期純損失5,254千円（前事業年度当期純利益18,630千円）となりました。

) 当社グループの状況

当社グループでは、東北地方における大雪の影響で、冬季に地盤改良事業の成長ペースが鈍化したものの、積極的な成長戦略に基づき、施工能力の拡大と地盤改良事業における人員増強により売上高を伸ばして参りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,444,017千円（前年同期比30.8%増）、営業利益161,279千円（前年同期比39.4%増）、経常利益139,066千円（前年同期比27.2%増）、当期純利益111,502千円（前年同期比30.6%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(イ) 地盤改良事業

地盤改良事業は、主に地盤改良工事と地盤調査・測量に分かれます。

地盤改良工事におきましては、施工能力の増強を目的として、地盤改良機、大型車両、セメントプラント等に対して積極的に設備投資を行いました。同時に既存の拠点に営業人員を増強し、新規顧客の獲得及び売上成長の確保に努めました。

地盤調査・測量におきましては、関東地区における地盤調査員の増強と測量の本格的な立ち上がりにより、売上高を大幅に伸ばしました。

新規の拠点としては、関東地区の営業基盤拡大を目的として、平成17年12月に埼玉県熊谷市において株式会社サムシングの熊谷営業所を出店しました。また、地盤改良事業の営業エリア拡大のため、平成18年4月に愛知県名古屋市の株式会社サムシング東海を設立しました。

なお当連結会計年度より、従来の住宅用地盤改良工事・地盤調査に加えて、新規の需要先として郊外型レストラン及びコンビニエンスストア等の小型商業用店舗に対する受注も開始しております。

この結果、地盤改良事業の売上高は3,237,699千円（前年同期比27.2%増）となりました。

(ロ) 保証事業

保証事業におきましては、株式会社サムシングを通じての販売促進活動の強化と、同社とは別経由の販売ルートである認定店による売上増により、地盤保証制度「THE LAND」の販売件数が前年度の1,811件から3,383件へと大幅に増加しました。この結果、保証事業の売上高は162,393千円（前年同期比108.0%増）となりました。

(ハ) その他の事業

上記以外の事業では、地盤改理事業とのシナジー効果が見込める不動産の開発・販売を主たる目的として、平成18年5月に東京都中央区において株式会社サムシングリアルネットを設立しました。

また、地盤関連業者に対するシステムレンタル等の業務支援や、神奈川県老名市の宅地造成・販売等により売上高を確保しております。

この結果、その他の事業の売上高は43,924千円（前年同期比304.5%増）となりました。

設備投資の状況

i) 当社の状況

当事業年度において当社の設備投資は総額55,508千円となりました。

その主なものは本社移転に伴う設備の取得であります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額（千円）			
		建物	工具器具備品	ソフトウェア	合計
本社 (東京都中央区)	事務所設備等	12,470	19,273	23,764	55,508

) 当社グループの状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は307,057千円となっております。その主なものは、施工能力増強を目的とした地盤改良機、大型車両、セメントプラント等228,180千円、事務所開設設備等27,176千円、システム投資20,305千円、営業用車両7,582千円であります。

資金調達の状況

i) 当社の状況

当社は、平成17年9月29日を払込期日としたサムシングホールディングス株式会社第1回無担保社債の発行、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」への上場に際して平成18年6月28日を払込期日とした新株式1,200株の発行及び銀行借入を行い総額531,200千円の資金調達を行いました。

) 当社グループの状況

当社子会社である株式会社サムシング及び株式会社サムシングリアルネットは、銀行借入を行いそれぞれ総額374,600千円、総額90,000千円の資金調達を行いました。

事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、平成18年4月に愛知県名古屋市に株式会社サムシング東海（出資比率：65%、資本金20,000千円）及び平成18年5月に東京都中央区に株式会社サムシングリアルネット（出資比率：100%、資本金20,000千円）を設立いたしました。

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 4 期 (平成15年8月期)	第 5 期 (平成16年8月期)	第 6 期 (平成17年8月期)	第 7 期 (当事業年度) (平成18年8月期)
営 業 収 益 (千円)	3,000	3,000	109,743	283,465
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	1,485	1,221	18,630	5,254
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失() (円)	650.25	439.41	5,944.85	847.23
総 資 産 (千円)	150,880	152,381	328,749	766,750
純 資 産 (千円)	126,255	127,476	276,607	650,553
1株当たり純資産額 (円)	45,415.55	54,813.34	55,767.70	82,557.57

- (注) 1. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第7期において当社は、平成18年2月3日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を記載しております。
3. 第7期において当社は、平成18年6月28日を払込期日とした新株式1,200株の発行を行っております。

当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 4 期 (平成15年8月期) (注) 3	第 5 期 (平成16年8月期)	第 6 期 (平成17年8月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (平成18年8月期)
売 上 高 (千円)		1,968,054	2,633,758	3,444,017
当 期 純 利 益 (千円)		32,086	85,409	111,502
1株当たり当期純利益 (円)		11,541.85	27,252.89	17,979.50
総 資 産 (千円)		1,021,510	1,577,038	2,351,394
純 資 産 (千円)		155,822	372,191	871,203
1株当たり純資産額 (円)		56,051.34	65,526.74	109,376.61

- (注) 1. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第7期において当社は、平成18年2月3日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を記載しております。
3. 第5期が連結初年度であるため、第4期については記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

当社に該当する親会社はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サムシング	50,000千円	100.0%	地盤改良事業 その他の事業
株式会社ジオ・インシュランス・リサーチ	10,000千円	100.0	保証事業 その他の事業
Something Re.Co.,Ltd.	13,000千円	100.0	保証事業
株式会社サムシング東海(注)	20,000千円	65.0	地盤改良事業
株式会社サムシングリアルネット(注)	20,000千円	100.0	その他の事業

- (注) 株式会社サムシング東海は平成18年4月に、株式会社サムシングリアルネットは平成18年5月に設立しております。

(4) 対処すべき課題

新築の住宅着工件数全体としては中長期的にみて高い成長は見込めないものの、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の施行を背景とした地盤改良事業の市場は、当面拡大が続くと考えられます。しかしながら、地盤改良事業は、建設・土木業界では数少ない成長分野でもあることから、同業他社との競合は一層激しさが増すと予想されます。

このような状況の中で、当社グループの対処すべき課題として次のような点が挙げられます。

人材の採用及び育成

業容の拡大に伴い一定数の従業員を安定的に確保する必要がありますが、優秀な人材の確保、従業員の定着率に関しては課題を残していると認識しております。新卒採用については、大学生・高校生の採用を強化し、長期的な視点で人材の育成・教育に取り組んでまいります。中途採用については、従来以上に専門性に焦点を置いた選抜を行い、即戦力化を促進します。また、各業務に関連する資格取得を推進し、職務遂行能力の向上を図るとともに業務知識・技術面の指導を強化します。

研究開発及び新規事業開発

現在、当社グループでは、株式会社サムシングの技術部を中心として、グループ内での技術・ノウハウの共有、新工法の研究開発に取り組んでおります。また、当社の事業開発本部において新規事業開発を行っており、平成18年5月には、開発成果の1つとして不動産の開発・販売等を行う株式会社サムシングリアルネットを設立しました。しかしながら、技術の高度化、競争激化等で差別化を図るためには、さらなる活動強化が必要と考えております。今後も人員の増強、活動の推進等により、一層の高品質化・高度化・サービスの高付加価値化を図ることで、当社グループの業績向上に役立てます。

営業体制の強化

当社グループの売上比率は東北地域で40%程度を占めるため、グループ全体では冬季の売上が減少する傾向にあり、単月での収益悪化が免れません。この傾向を是正するために、近年、関東及び大都市圏における営業拠点の拡充に努めております。なお、平成18年4月には、東海地域の地盤改良事業を手がける株式会社サムシング東海を設立しました。今後も関東及び大都市圏での売上比率を上昇させるため、新規の営業拠点は原則的に同地域を中心に展開していきます。

工事原価管理の強化

株式会社サムシングにおいて、現場作業におけるトラブルは工期遅延等による損失の発生を引き起こします。また工程が延びることによって他の受注案件を逃す機会損失が増加します。施工現場の情報供給不足によるトラブルの発生が散見されますので、情報通信ツールを活用し、部門間の連絡不足を解消します。

また、施工スケジュール管理の一元化を促進し、グループ全体の設備稼働率を上昇させ、施工外注費の削減をはじめとして、工事経費の支出を抑えます。

(5) 主要な事業内容(平成18年8月31日現在)

事業の種類別セグメント	主 な 事 業 の 内 容
地 盤 改 良 事 業	住宅地盤調査 住宅地盤改良工事 沈下修正工事 擁壁工事 測量
保 証 事 業	住宅地盤保証
そ の 他 の 事 業	地盤関連業者に対する業務支援 各種システムのレンタル・販売等 不動産の開発・販売

(6) 主要な営業所等(平成18年8月31日現在)

当 社	本社：東京都中央区
株式会社サムシング	本社：東京都江戸川区、秋田支店：秋田県秋田市、千葉支店：千葉県千葉市、埼玉支店：埼玉県三郷市、盛岡営業所：岩手県岩手郡、古川営業所：宮城県大崎市、郡山営業所：福島県郡山市、新潟営業所：新潟県燕市、神奈川営業所：神奈川県座間市、西東京営業所：東京都西東京市、熊谷営業所：埼玉県熊谷市、千葉オペレーションセンター：千葉縣市川市
株式会社ゾ・インシュランス・リサーチ	本社：東京都江戸川区
Something Re.Co.,Ltd.	本社：マレーシア国ラブアン島
株式会社サムシング東海	本社：愛知県名古屋市
株式会社サムシングリアルネット	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況(平成18年8月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	9名増	33.7歳	1.0年

(注)使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
214名	50名増

(注)使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成18年8月31日現在）

当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

当社グループの主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 千 葉 銀 行	410,652千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	127,130千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	121,200千円
商 工 組 合 中 央 金 庫	119,270千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成18年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000株

(2) 発行済株式の総数 7,880株

(注) 当事業年度中の発行済株式の増加

平成18年2月3日 株式分割 2,840株

平成18年4月27日 転換社債の転換 200株

平成18年4月28日 新株予約権の権利行使 600株

平成18年6月29日 公募増資 1,200株

平成18年6月30日 転換社債の転換 200株

(3) 株主数 791名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	持株数	出資比率
前 俊 守	2,500株	31.73%

3. 新株予約権等の状況

(1) 当該事業年度末日における当社役員の新株予約権の保有状況

平成17年7月20日開催の取締役会決議による第3回新株予約権

・新株予約権の数

75個（新株予約権1個につき2株）

・新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 150株

・上記のうち、当社取締役、その他当社役員の保有する新株予約権の区分

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役	28個	普通株式 56株	2名
当社役員(取締役を除く)	12個	普通株式 24株	2名
合計	40個	普通株式 80株	4名

平成18年3月16日開催の取締役会決議による第4回新株予約権

- ・新株予約権の数
73個（新株予約権1個につき2株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 146株
- ・上記のうち、当社取締役、その他当社役員の保有する新株予約権の区分

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
当社役員(取締役を除く)	10個	普通株式 20株	2名

(2) 当事業年度中の新株予約権交付の状況

取締役会決議日	平成18年3月16日
発行した新株予約権の数	73個（新株予約権1個につき2株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式146株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1株当たり57,500円
新株予約権の行使期間	平成19年7月21日から平成27年7月20日まで
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限り、ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができます。その他の条件については、平成17年7月20日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。</p>

・当社従業員等に交付した新株予約権の区分別合計

取締役会決議日	区分	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
平成18年3月16日	当社従業員	4個	普通株式 8株	2名
	子会社の役員及び従業員	59個	普通株式 118株	27名
合計		63個	普通株式 126株	29名

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態（平成18年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	前 俊 守	株式会社サムシング代表取締役会長
取締役	青 木 宏	事業本部長 株式会社サムシング取締役社長 株式会社サムシング東海代表取締役
取締役	笠 原 篤	管理本部長 Something Re.Co., Ltd.代表取締役社長 株式会社サムシングリアルネット代表取締役社長
常勤監査役	請 川 博 美	
監査役	佐々木 隆	株式会社トムス・マーケティング代表取締役社長

- (注) 1. 取締役丸山康治氏は平成17年11月24日開催の第6回定時株主総会をもって辞任しております。
2. 監査役恩田饒氏は平成18年4月27日に辞任しております。
3. 監査役請川博美氏及び監査役佐々木隆氏は社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	4名	58百万円
監査役	3	8
合 計	7	67

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月24日開催の第6回定時株主総会決議による年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年11月24日開催の第6回定時株主総会決議による年額50百万円以内であります。
3. 支給額には、当事業年度中に退任した取締役1名、監査役1名に対する報酬を含んでおります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入しております。

貸借対照表

(平成18年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	533,957	流動負債	16,197
現金及び預金	214,194	未払金	290
売掛金	281,302	未払費用	2,012
貯蔵品	945	預り金	6,727
前払費用	11,520	未払法人税等	4,508
未収入金	4,002	賞与引当金	2,550
立替金	13,216	その他	108
繰延税金資産	2,524	固定負債	100,000
その他	6,250	社債	100,000
固定資産	232,793	負債合計	116,197
有形固定資産	27,251	純資産の部	
建物	12,034	株主資本	650,553
工具器具備品	15,217	資本金	329,800
無形固定資産	22,044	資本剰余金	294,372
ソフトウェア	22,044	資本準備金	294,372
投資その他の資産	183,497	利益剰余金	26,381
投資有価証券	1,000	その他利益剰余金	26,381
関係会社株式	156,572	繰越利益剰余金	26,381
長期前払費用	7,881	純資産合計	650,553
差入保証金	18,042	負債及び純資産合計	766,750
資産合計	766,750		

損 益 計 算 書

〔平成17年9月1日から
平成18年8月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社業務委託収入	244,965	
受 取 配 当 金	4,000	
不 動 産 販 売 収 入	34,500	283,465
営 業 費 用		
不 動 産 仕 入 高	24,363	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	237,414	261,777
営 業 利 益		21,688
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	144	
消 費 税 等 免 税 益	3,972	4,116
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	286	
上 場 関 連 費 用	19,858	
社 債 発 行 費	1,650	
そ の 他	1,161	22,957
経 常 利 益		2,847
特 別 損 失		
前 期 損 益 修 正 損	2,279	2,279
税 引 前 当 期 純 利 益		567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,238
法 人 税 等 調 整 額		1,416
当 期 純 損 失		5,254

株主資本等変動計算書

〔平成17年9月1日から〕
〔平成18年8月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年8月31日 残高	140,200	104,772	104,772	31,635	31,635	276,607	
事業年度中の変動額							
新株の発行	189,600	189,600	189,600			379,200	
当期純損失				5,254	5,254	5,254	
事業年度中の変動額合計	189,600	189,600	189,600	5,254	5,254	373,945	
平成18年8月31日 残高	329,800	294,372	294,372	26,381	26,381	650,553	

	純資産合計
平成17年8月31日 残高	276,607
事業年度中の変動額	
新株の発行	379,200
当期純損失	5,254
事業年度中の変動額合計	373,945
平成18年8月31日 残高	650,553

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 50年

工具器具備品 5年～8年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担分を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用処理

社債発行費

支出時に全額費用処理

消費税等の会計処理方法

税抜き方式

(6) 会計処理方法の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、650,553千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,859千円
(2) 保証債務	
株式会社サムシングリアルネット（借入債務）	90,000千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
金銭債権	259,152千円
金銭債務	60千円
(4) 取締役に対する金銭債権・債務	
金銭債権	102千円
金銭債務	3,420千円
3. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引	
営業収益	248,965千円
営業費用	8,400千円
営業取引以外の取引	110千円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項	
普通株式	7,880株
(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項	
該当事項はありません。	
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
当期は配当を実施していないため、該当事項はありません。	
(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
該当事項はありません。	
(5) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項	
当事業年度末日において権利行使期間の初日が到来している新株予約権の残高はありません。	
5. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
流動資産	
未払事業税	910千円
賞与引当金	1,073千円
未払費用	541千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>2,524千円</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

会社等の名称	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼務等	事業上の関係				
(株)サムシング	100%	兼任 2名	経営指導・管 理業務の委託	業務委託収入 (注1)	225,000	売掛金	233,645
				販売用不動 産の購入 (注2)	8,400	-	-
㈱ゾオ・インシュ ランス・リサーチ	100%	兼任 1名	経営指導・管 理業務の委託	業務委託収入 (注1)	19,965	売掛金	14,157
(株)サムシング リアルネット	100%	兼任 1名	-	資金の貸付 (注3)	3,000	短期貸付金	3,000
				銀行借入に対 する債務保証 (注4)	90,000	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針)

(注1) 業務委託収入は、業務委託の内容、第三者に委託した場合の市場価格等を基に、合理的に決定しております。

(注2) 販売用不動産の購入価格は、原材料費や人件費等の原価、関係会社が同等物を第三者に販売する際の利益率、市場請負価格等を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。

(注4) 銀行借入(90,000千円)につき、債務保証を行ったものであり、保証料の受領はしてありません。

8. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 82,557円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 847円23銭 |
9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
10. その他の注記
該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年10月20日

サムシングホールディングス株式会社
常勤監査役 請 川 博 美
監 査 役 佐々木 隆

以 上

(参考)

連結貸借対照表

(平成18年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	1,819,601	流 動 負 債	900,218
現金及び預金	719,492	支払手形及び買掛金	315,312
受取手形及び売掛金	933,952	短期借入金	90,000
たな卸資産	97,062	一年以内返済予定の長期借入金	237,874
繰延税金資産	24,452	未払法人税等	41,712
その他	55,806	賞与引当金	42,050
貸倒引当金	11,164	未払金	86,064
固 定 資 産	531,793	その他	87,205
有形固定資産	355,661	固 定 負 債	579,972
建物及び構築物	29,478	社 債	100,000
機械装置及び運搬具	283,870	長期借入金	468,611
その他	42,313	繰延税金負債	5,012
無形固定資産	50,033	その他	6,349
投資その他の資産	126,097	負 債 合 計	1,480,191
投資有価証券	13,222	純 資 産 の 部	
その他	115,440	株 主 資 本	861,887
貸倒引当金	2,564	資 本 金	329,800
資 産 合 計	2,351,394	資 本 剰 余 金	294,372
		利 益 剰 余 金	237,715
		評価・換算差額等	2,049
		その他有価証券評価差額金	2,049
		少 数 株 主 持 分	7,266
		純 資 産 合 計	871,203
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,351,394

(参考)

連結損益計算書

〔平成17年9月1日から
平成18年8月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,444,017
売上原価	2,367,776
売上総利益	1,076,240
販売費及び一般管理費	914,961
営業利益	161,279
営業外収益	
受取利息	895
受取配当金	52
受取保険料	10,391
消費税等免税益	3,972
その他	6,935
	22,247
営業外費用	
支払利息	22,491
上場関連費用	19,858
その他	2,110
	44,460
経常利益	139,066
特別利益	
保険解約戻金	21,795
特別損失	
固定資産除却損	1,360
前期損益修正損	2,279
	3,640
税金等調整前当期純利益	157,221
法人税、住民税及び事業税	54,133
法人税等調整額	8,680
少数株主利益	266
当期純利益	111,502

(参考)

連結株主資本等変動計算書

〔平成17年9月1日から
平成18年8月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成17年8月31日 残高	140,200	104,772	104,772	126,212	126,212	371,185
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	189,600	189,600	189,600			379,200
当期純利益				111,502	111,502	111,502
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	189,600	189,600	189,600	111,502	111,502	490,702
平成18年8月31日 残高	329,800	294,372	294,372	237,715	237,715	861,887

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成17年8月31日 残高	1,006	1,006		372,191
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				379,200
当期純利益				111,502
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,042	1,042	7,266	8,308
連結会計年度中の変動額合計	1,042	1,042	7,266	499,011
平成18年8月31日 残高	2,049	2,049	7,266	871,203

(参考)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 (株)サムシング

(株)ジオ・インシュランス・リサーチ

Something Re.Co.,Ltd.

(株)サムシング東海

(株)サムシングリアルネット

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年~50年

車輜運搬具 2年~6年

工具器具備品 2年~15年

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に全額費用処理
社債発行費 支出時に全額費用処理

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金

ハ．ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避するために保有している借入金の範囲内で実施する方針であります。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、その有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理

税抜き方式

5．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

また、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、863,936千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 信用状の担保差入

定期預金 50,000千円

保証債務に係る再保証支払の履行に関する信用状の担保として差し入れており、対応債務については該当ありません。

(2) 根抵当権の設定

担保資産 販売用不動産 90,000千円(根抵当権)

対応債務 短期借入金 90,000千円

根抵当権の極度額は、90,000千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 314,457千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 7,880株

2. 当連結会計年度に行なった剰余金の配当に関する事項

当期は配当を実施していないため、該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

当連結会計年度末日において権利行使期間の初日が到来している新株予約権の残高はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 109,376円61銭

2. 1株当たり当期純利益 17,979円50銭

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)
該当事項はありません。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第7期（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、提供書面16頁から22頁までをご参照ください。

尚、取締役会は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

- (1) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第5条（会社が発行する株式の総数）の名称を（発行可能株式総数）に変更し、これに定める当社の発行可能株式総数を8,000株から30,000株に増加させるものであります。
- (2) 当社は平成18年6月29日をもって、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」へ上場いたしました。
これに伴い、当社の発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づいて、株券等の保管振替制度の取扱い対象銘柄となり、その制度に加入いたしましたので、現行定款第6条（自己株式の買い受け）、第7条（名義書換代理人）、第9条（基準日）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 第4号議案「監査役2名選任の件」の承認を得られた場合において、その承認により会社法上の監査役設置会社で定める監査役の員数3名以上に達するため、取締役の職務執行の監督をより効率的に行うために監査役会を新たに設置し、これに伴い、第5章「監査役」に「監査役会」を加え、変更案第30条（監査役および監査役会の設置）、第34条（常勤の監査役）、第35条（監査役会の招集通知）、第36条（監査役会の決議の方法）、第37条（監査役会の議事録）、第38条（監査役会規程）を新設するものであります。
- (4) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第40条（監査役の責任免除）第2項に社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたこと

に伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様のみなし提供できるようにするため、変更案第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様への周知を図るため、変更案第14条（議決権の代理行使）につき変更を行うものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするため、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第41条（会計監査人の設置）、第42条（会計監査人の選任）、第43条（会計監査人の任期）、第44条（会計監査人の報酬等）を規定し、また、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように第45条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、構成の整理、条文の加除に伴う条数の変更、必要な文言の追加、変更、削除等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、サムシングホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Something Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。	第 1 条 当社は、サムシングホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Something Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. セメント、鉄骨その他土木建築用資材の製造、販売、販売代理 <u>及び</u> 輸出入	1. セメント、鉄骨その他土木建築用資材の製造、販売、販売代理 <u>および</u> 輸出入
2. 土木建築用機械、工作用機械の製造、販売、販売代理、輸出入 <u>並びに</u> メンテナンス <u>および</u> リース業	2. 土木建築用機械、工作用機械の製造、販売、販売代理、輸出入 <u>ならびに</u> メンテナンス <u>および</u> リース業
3. 土木建築工事の設計、施工 <u>及び</u> 請負	3. 土木建築工事の設計、施工 <u>および</u> 請負
4. 古物の売買業	4. 古物の売買業
5. 損害保険代理店業	5. 損害保険代理店業
6. ベンチャー企業に対する投資・融資・保証・投融資の引受・仲介・斡旋 <u>及び</u> 経営の指導	6. ベンチャー企業に対する投資・融資・保証・投融資の引受・仲介・斡旋 <u>および</u> 経営の指導
7. 不動産売買・賃貸・仲介に関する業務 <u>及び</u> コンサルティング業務	7. 不動産売買・賃貸・仲介に関する業務 <u>および</u> コンサルティング業務
8. インターネット <u>及び</u> コンピュータによる情報処理サービス業務 <u>及び</u> 情報提供サービス業務	8. インターネット <u>および</u> コンピュータによる情報処理サービス業務 <u>および</u> 情報提供サービス業務
9. 経営管理・事務・財務・会計・営業・事業開発の業務請負、指導、講習 <u>及び</u> コンサルタント	9. 経営管理・事務・財務・会計・営業・事業開発の業務請負、指導、講習 <u>および</u> コンサルタント
10. 株式保有による前各号事業活動の支配管理	10. 株式保有による前各号事業活動の支配管理
11. 前各号に付帯する一切の業務	11. 前各号に付帯する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u></p> <p>— やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p> <p>第2章 株式及び端株</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数は、8,000株とする。</u></p> <p>(自己株式の買い受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>— <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、30,000株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— <u>当会社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 <u>当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>— <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</u></p>	<p>3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。))をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>— 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>— <u>商法第343条の定めによる決議及び商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領<u>およびその結果ならびに其他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>— 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>— <u>代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>— <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>— <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2</u> 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p><u>3</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 当社は社外取締役との間で、<u>商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役 (新設)</p> <p>(監査役の数) 第26条 当社の監査役は、<u>3名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第27条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>— 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>— 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2 当社は社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の設置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第41条 当社は会計監査人を置く。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p>
(新 設)	<p><u>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p>
(新 設)	<p><u>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p>
(新 設)	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p>
(新 設)	<p><u>第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下「中間配当」という）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 未払の利益配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 <u>2</u> 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を加えた取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	前 俊 守 (昭和42年1月16日生)	平成元年4月 株式会社ワキタ入社 平成9年6月 株式会社サムシング代表取締役社長 平成12年10月 当社代表取締役社長（現任） 平成12年11月 株式会社ジオ・インシュランス・リサーチ取締役 平成13年6月 Something Re.Co.,Ltd. 代表取締役社長 平成17年3月 株式会社サムシング代表取締役会長（現任） Something Re.Co.,Ltd. 取締役 [他の法人等の代表状況] 株式会社サムシング代表取締役会長	2,500株
2	青 木 宏 (昭和45年5月20日生)	平成4年4月 株式会社ワキタ入社 平成9年6月 株式会社サムシング取締役 平成12年10月 当社取締役（現任） 平成16年11月 株式会社ジオ・インシュランス・リサーチ取締役 平成17年3月 株式会社サムシング取締役社長（現任） 平成18年4月 株式会社サムシング東海代表取締役（現任） [他の法人等の代表状況] 株式会社サムシング取締役社長 株式会社サムシング東海代表取締役	84株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	笠原 篤 (昭和39年9月15日生)	昭和63年4月 パークレイズ証券入社 平成元年10月 日興証券株式会社入社 日興国際投資顧問株式会社出向 平成14年10月 株式会社サムシング入社 平成15年3月 株式会社サムシング経営企画 部長兼財務部長 平成15年4月 株式会社ジオ・インシュラン ス・リサーチ取締役 平成15年12月 株式会社サムシング執行役員 平成16年11月 当社取締役(現任) 平成18年3月 Something Re.Co.,Ltd. 代表 取締役社長(現任) 平成18年5月 株式会社サムシングリアル ネット代表取締役社長(現 任) [他の法人等の代表状況] Something Re.Co.,Ltd.代表取締役社長 株式会社サムシングリアルネット代表取締 役社長	70株
4	佐々木 隆 (昭和21年7月31日生)	昭和49年4月 旭化成株式会社入社 昭和63年10月 旭化成株式会社住宅事業部千 葉営業部長 平成4年4月 旭化成株式会社住宅事業部営 業推進部長 平成10年4月 旭化成株式会社住宅事業部東 京営業部長兼理事 平成10年6月 旭化成ホームズ株式会社取締 役 平成12年4月 慶應義塾大学大学院入学 平成13年4月 株式会社トムス・マーケティ ング代表取締役(現任) 平成18年3月 当社監査役(現任) [他の法人等の代表状況] 株式会社トムス・マーケティング代表取締 役	- 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐々木隆氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役佐々木隆は、本総会終結の時をもって退任する予定であります。つきましては、取締役の職務執行の監督を強化するため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	岡田 憲治 (昭和22年5月7日生)	昭和45年4月 三井物産株式会社入社 昭和48年8月 旭化成工業株式会社(現旭化成株式会社)入社 平成7年12月 税理士試験合格 平成8年8月 税理士登録 平成12年6月 旭化成ホームズ株式会社常勤監査役 平成15年10月 旭化成ホームズ株式会社コンプライアンス推進室長(現任)	- 株
2	佐藤 増生 (昭和18年7月24日生)	昭和43年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 平成9年5月 東洋信託銀行株式会社取締役神戸支店長 平成11年5月 東洋信託銀行株式会社常務執行役員名古屋支店長 平成14年2月 東洋信託総合ファイナンス株式会社取締役社長 平成17年10月 リビングコーポレーション株式会社取締役副社長	- 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡田憲治氏及び佐藤増生氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の変更案第6章第41条から第45条までが本総会にて承認されることを条件に、コーポレートガバナンスの強化のため、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	監査法人トーマツ
事 務 所	主たる事務所 東京都港区芝浦4 - 13 - 23 MS 芝浦ビル その他の事務所 東京、大阪、名古屋、福岡、札幌、仙台他 国内38カ所
沿 革	昭和43年5月 設立 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加
概 要	人員（平成18年6月30日現在） 社員（公認会計士） 427名 参与 22名 職員（公認会計士） 1,425名 （会計士補） 1,128名 （その他専門職） 458名 （事務職） 326名 合 計 3,786名 監査関与会社 3,717社（平成18年3月31日現在） 出資金 1,584百万円（平成18年3月31日現在）

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成17年11月24日開催の第6回定時株主総会において、取締役については年額100百万円以内、監査役については年額50百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、今後の取締役及び監査役の増員予定など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額200百万円以内、監査役の報酬額を年額70百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は3名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名となります。また、現在の監査役は2名ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名となります。

以 上